

2018年度(平成30年度)保育対策関係
二次補正予算案の概要
(参考資料)

[趣旨]

①「子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大の前倒し等

- 2017(平成29)年6月に発表した「子育て安心プラン」に基づき、若い世代の子育てへの安心を確実なものとするため、女性就業率8割に対応できる約32万人の保育の受け皿を2018(平成30)～2020(平成32)年度末までの3年間で整備
- 保育の受け皿整備を確実に進めるため、2019(平成31)年度の市区町村拡大量のうち1.0万人分を前倒しし、施設整備等を進めるための経費等を補正計上

②耐震、ブロック塀等改修整備に関する緊急対策

- 平成30年北海道胆振東部地震・大阪北部地震を踏まえ
 - ・ 耐震化状況調査の結果、耐震化が必要な保育園等について、建物の倒壊、破損等を防止するための柱や壁など躯体の耐震補強改修工事
 - ・ ブロック塀等の安全点検の状況調査の結果、安全性に問題のある施設のブロック塀等について、ブロック塀等の倒壊、破損等を防止するための改修工事等
- を緊急的に実施する。

[実施主体] 市区町村

●保育園等整備交付金(保育園整備事業、小規模保育整備事業、保育園等防音壁整備事業、防犯対策強化事業) ※上記①、②

保育園等、小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

●保育園等改修費等支援事業 ※上記①

保育園等、小規模保育事業所の創設、定員の拡大、老朽化に伴う改修等に係る費用の一部支援

※子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

保育所等におけるＩＣＴ化の推進

平成30年度第2次補正予算額（案）：4. 4億円

(保育対策総合支援事業費補助金)

【事業内容】

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

【実施主体】 市区町村

【補助単価】 1施設当たり 100万円

【補助率】 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4



【業務負担が軽減される例】

○保育に関する計画・記録

- 手書きで作成していた各期間（年・月・週・日）ごとの指導計画や保育日誌について、システムにより、関連する項目が自動的に入力される。



○登降園管理

- 手作業で行っていた子どもの出欠状況の集計や延長保育料金の計算について、タッチパネル式の機器の導入により、登園・降園時間がシステムで管理され、出欠状況の集計や延長保育料金の計算が自動的に行われる。

保育園等における事故防止推進事業

平成30年度第2次補正予算額（案） 2. 5億円
(保育対策総合支援事業費補助金の内数)

【事業概要】

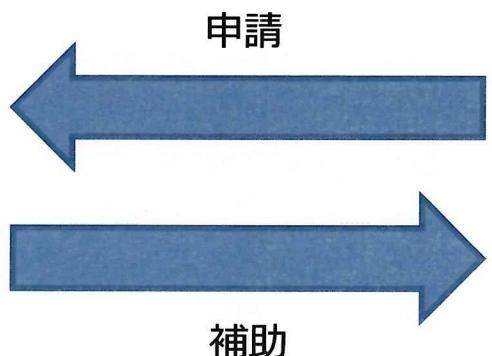
0～1歳の午睡中に死亡事故などが発生している状況を踏まえ、睡眠中の事故防止など保育の質の確保・向上のために必要な機器の導入を支援することにより、安全かつ安心な保育の環境の確保を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村（機器は保育施設が購入）

【補助単価】 1施設あたり 500千円以内

【補助率】 国：1／2 都道府県・市区町村：1／4 事業者：1／4

【事業イメージ】

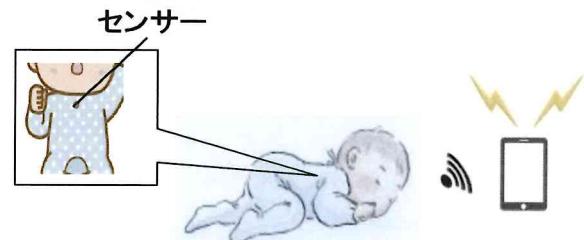


認可保育園等
認可外保育施設

機器の購入（例）

<午睡チェック>

午睡中の体動や体の向きを自動検知し、
睡眠時のチェック表に自動で記録するなど、
事務負担等を軽減する機能を備えるICT機器
→保育士等が乳幼児の睡眠中の呼吸点検や見守りに専念することができる。



(保育対策総合支援事業費補助金)

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】都道府県・指定都市**【補助率】**国：9／10、地方の負担割合：1／10**【貸付事業のメニュー】**

1. 保育士修学資金貸付

- 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け
- 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除

2. 保育補助者雇上支援

- 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減
- 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付
- 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援

- 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

4. 潜在保育士の再就職支援

- 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進
- 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援

- 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- 2年間の勤務により返還を免除

○貸付額（上限）

ア 学 費	5万円（月額）
イ 入学準備金	20万円（初回に限る）
ウ 就職準備金	20万円（最終回に限る）
エ 生活費加算	4.2万円程度（月額）

※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

※貸付期間：最長2年間

○保育補助者雇上費貸付額（上限）

295.3万円（年額）

※貸付期間：最長3年間

○保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）

221.5万円（年額）

※貸付期間：最長3年間

○貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額）

※貸付期間：1年間

○貸付額（上限） 就職準備金 40万円**○貸付額（上限） 事業利用料金の半額**

※貸付期間：2年間